

公益財団法人須賀川市農業公社環境保全行動指針について

制定 令和2年4月1日

須賀川市は、平成30年3月に、須賀川市内全域を対象とした第3次須賀川市環境基本計画を策定し、望ましい環境共生社会の実現に向け、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んでいるところである。

公益財団法人須賀川市農業公社においても、地域農業の持続的発展と住民の豊かで健康な暮らしに寄与することを定款の目的として、事業活動を鋭意展開しているところであり、とりわけ、農業資源の根幹となる森林資源の保全は、温室効果ガスの削減に資し、自然災害の抑止の観点から喫緊の課題となっているところであることから、公社が今後、日常業務において取り組むべき行動指針を制定する。

1 電気使用量の削減

(1) 照明の適切な使用

始業前、昼休みには、業務に必要な場合を除き消灯する。執務室の照明は、市民対応や業務実施上必要な場合を除き、執務時間の開始10分前までは点灯せず、執務時間の終了10分後には消灯する。

(2) 空調・照明に関する取組

ア 不必要な空調、冷暖房機器は使用しないようにする。

イ 夏季にはブラインドなどにより日射をさえぎり、冬季には自然光を積極的に取り入れる。

ウ “COOL BIZ(クールビズ)” や “WARM BIZ(ウォームビズ)” 等、時期に合わせた服装にする。

エ 空調使用時は、空調室内機の吹き出し口付近に空気の流れを遮断するような障害物をおかないようにする。

オ 空調使用時は換気扇の使用を控え、扉や窓を確実に閉める。

カ 断続的に使用する部屋（会議室等）の空調は、電源をこまめに切る。

(3) 事務機器の適正な使用

ア パソコン・プリンター等のOA機器には、省電力モード等を積極的に活用するとともに、昼休み等で活用しない場合は電源を切る。

イ 退庁時には、使用電力の使用削減を図るため、パソコン及びプリンターの電

源をコンセントから抜く。

2 社用車に関する取組

- (1) 車の利用にあたっては、環境負荷の少ない運転方法（エコドライブ）を心掛けるとともに、緩やかな発進、加減速の少ない運転、アイドリングストップなど、エコドライブを心掛ける。
- (2) 必要最低限の荷物を積むようにする。
- (3) 目的地や走行経路の渋滞状況を勘案し、合理的な走行ルートを選択に努める。
- (4) 業務等で同一方向に移動する場合は、相乗りなどにより社用車の効率的利用を図る。
- (5) 荷物の積み降ろし等で社用車を降りる際はエンジンを切る。
- (6) エアコンの使用は控えめにし、使用する際には適正温度となるようこまめに調節する。
- (7) 給油時等にオイル交換、フィルター類交換、灯火類の点灯確認など、社用車のメンテナンスや運行前点検を行う。

3 温室効果ガスの削減に関する取組

(1) 資源の効率的使用

ア 用紙類の合理的使用

- (ア) 会議資料、事務資料等は、要点を押さえて簡略化し、配布枚数を削減する。
- (イ) 公社LANの文書ファイル機能、電子メール等を活用し、可能な限り紙や印刷物の作成及び配布を廃止・削減する。
- (ウ) ファクシミリ等で文書を送信する場合は、宛先を余白に記入するなど、可能な限り送信表を省略する。
- (エ) 公社個人情報保護規程(平成26年4月1日施行)を遵守するとともに、決裁等の内部文書においては、個人情報等が記されていない裏面再利用紙を可能な限り使用する。
- (オ) 定例的又は簡易な稟議は、余白処理によるものとする。

4 その他 この行動指針の運用において必要とする事項については、適宜修正していくものとする。